

文献から見る平安時代の開聞岳噴火

ラ・サール学園 永山修一

はじめに

『日本三代実録』には、貞観16(874)年と仁和元(885)年に開聞岳の噴火記事を載せており、開聞神への叙階記事も散見できる。本稿では、『日本三代実録』の開聞神・開聞岳関係記事に関して、次の3つの課題を設定して若干の考察を加え、当時の社会の中で開聞岳の噴火が持った意義についても触れてみたい。

第一の課題は、貞観16(874)年と仁和元(885)年の開聞岳の噴火の実態を文献の面からできるだけ正確に把握することにある。

第二の課題は、開聞神の神位上昇の契機の問題をいかに理解するかということである。

第三の課題は、他の噴火記事・災異記事との関連、開聞神の性格に関する問題である。

第一と第二の課題に関しては、すでに「『日本三代実録』に見える開聞岳噴火記事について」*1で詳述したことがあるが、これらについても触れることにしたい。

まず『日本三代実録』所載の開聞神・開聞岳関係記事を年代順に掲げる。

A 貞観2(860)年3月20日条

薩摩国従五位上開聞神加従四位下従五位下志奈毛神、白羽火雷神、智賀尾神、賀紫久利神、鹿児島神並授従五位上、正六位上伊余色神従五位下

B 貞観8(866)年4月7日条

授薩摩国従四位下開聞神従四位上、正五位下賀紫久利神正五位上、正六位上紫美神従五位下

C 貞観16(874)年7月2日条

大宰府言、薩摩国従四位上開聞神山頂、有火自焼、煙薫満天、灰沙如雨、震動之声聞百余里近社百姓震恐失精、求之蒼龜、神顧封戸、及汗穢神社、仍成此崇、勅奉封二十戸

D 同年同月29日条

大宰府官、去三月四日夜、雷霆発響、通宵震動、遲明天氣陰蒙、昼暗如夜、干時雨沙色如聚墨、終日不止、積地之厚、或処五寸、或処可一寸余、比及昏暮、沙変

成雨、禾稼得之皆致枯損、河水と沙、更為蘆濁、魚鼈死者無数、人民有得食死魚者、或死或病

E 元慶6(882)年10月9日条

授薩摩国從四位上開聞神正四位下、近江国從五位上小杖神、越中国楯鉾神、筑前国鳥野神並正五位下、近江国從五位下牟佐上神、牟佐下神、柏板神並從五位上、近江国正六位上物部布津神、海北神、海南神、美濃国長友神、丹波国荒井神、城埦神並從五位下

F 仁和元(885)年10月9日条

先是、大宰府上言、管肥前国、自六月 雨不降、七月十一日、国司奉幣諸神、延僧転経、十三日夜、陰雲晦合、聞如雨声、遲明、見雨紛土屑砂交下境内、水陸田苗稼、草木枝葉、皆悉焦枯、俄然降雨、洗去塵砂、枯苗更生、薩摩国言、同月十二日夜、晦冥、衆星不見、砂石如雨、檢之故実、穎娃郡正四位下開聞明神発怒之時、有如此事、国宰潔斎奉幣、雨砂乃止、八月十一日震声如雷、焼炎甚熾、雨砂滿地、昼而猶夜、十二日自辰至子雷電、砂降未止、砂石積地、或処一尺已下、或処五六寸已上、田野埋瘞、人民騒動、至是、神祇官ト云、粉土之恠、明春彼国当有災疫、陰陽寮占云、府辺東南之神、当遷去於隣国、由是、蟹麻殺稼有致損耗、是以下知府司、令彼兩國、奉幣部内衆神、以祈冥助焉

1 貞観の噴火活動

貞観16(874)年の開聞岳噴火記事で第一に問題になるのは、7月2日条(史料C)には開聞岳の噴火および政府の対応策の記載があるが噴火の起こった日付が明示されていないのに対して、7月29日条(史料D)は噴火の日付を3月4日とし災害の状況を詳しく記載するものの噴火した火山の名を明示していない点である。

まず、7月29日条に見える噴火が、開聞岳のものであるか否かを検討する必要がある。7月29日条は大宰府からの報告の形をとっているから、この噴火が大宰府管内で起こったことは確実である。また一般に噴火に対しては政府が何らかの対応策を打ち出しており、貞観16(874)年前後では開聞岳の噴火に対する対応策(史料Cの最後の部分)しか見いだせないの、7月29日条に見える噴火は開聞岳のものであるとすることができる。

然らば、開聞岳の噴火は、なぜ二つの記事に分けて記載されているのか。この点に関して、『日本の天災・地変』上*2の災変編年表は、開聞岳の噴火を貞観16(874)年7月2日条に載せ、また『鹿児島県大百科辞典』*3の別冊年表もこの年の開聞岳の噴火を7月のこととして載せており、3月の噴火とは別に7月にも開聞岳が噴火したとも理解できる載せ方をしている。果たして開聞岳は7月にも噴火したのだろうか。

『日本三代実録』が、天変地異などについて載せる際、その日付のかけ方に次

の3つのパターンがあった。

A型 天変地異等が発生した日付にかけるもの。

B型 天変地異等発生の日付にかけるもの。これは、さらに出先機関等での報告書作成日にかける場合と、その報告書を政府が受領した日付にかける場合とがある。

C型 政府が、天変地異等に対する対応策を発令した日付にかけるもの。

以上の3パターンである。

7月2日条は、大宰府を経由して政府へと送られた薩摩国からの報告、卜占の結果、さらに政府の対応策が載せられており、日付の類型で言えばC型となる。他の記事・史料から分かる大宰府管内、就中薩摩国と太政官との間の情報伝達の所要日数は、50～60日、最長で130日弱である。従って、7月2日条に見える開聞岳の噴火は、4月上旬から遅くとも5月上旬までには起こっていたと考えられる（この年は、4月に閏月があった）。以上の考察で、3月4日の噴火とは別に7月にも噴火があったという説の成立しないことは明らかになったが、3月4日の噴火とは別に4月上旬～5月上旬に別の噴火があったという可能性は残っている。

そこで次に、史料に内在的な考察を加えることで、3月4日の噴火とは別に4月上旬～5月上旬に別の噴火があったのかどうかについて調べてみたい。7月2日条(史料C)と7月29日条(史料D)の2つの史料を並べてみたとき、次の2点をどのように理解するかが問題になってくる。

ア 7月2日条が対応策まで載せるのに対して、7月29日条は噴火災害の様子について触れるのみであること。

イ 先に述べた日付の類型で言えば、7月29日条は、3月4日の噴火を載せるのでA型ではなく、また対応策を載せないのもC型でもない。従って、7月29日条はこの日を報告到着日とするB型との可能性がある。ところが、3月4日の噴火とは別に4月上旬～5月上旬に噴火があったとした場合、3月4日の噴火の報告は1ヶ月以上もあとに起こった噴火の報告に先を越されたと考えざるを得ないこと。

『日本三代実録』には数多くの災異記事が載せられているが、関係の報告記事は対応策に関する記事の前に置かれるか、あるいは同日の日付にかけられるか(C型)のいずれかであり、対応策が事実関係の報告記事の前に位置するという7月2日条と7月29日条のような例は異例といつてよい。また異例といえば、7月29日条が、噴火の事実を報告する記事であるにも関わらず、噴火した火山の名を欠いていることこそ異例と言える。

このように考えると、7月2日条と7月29日条は、その内容的から言っても、日付の問題から言っても、そのまま信用するわけにはいかず、両者は相補う関係にあり、同一の噴火に関するものであると考えた方が妥当であろう。即ち、この2つの記事は、3月4日夜に始まった噴火に関するものと結論づけたい。

2 仁和元年の噴火

仁和元(885)年の開聞岳噴火に関する情報の流れをみると(史料F)、肥前国から7月13日に粉土屑砂が降ったという報告があり、薩摩国からは7月12日に砂石が降ったという報告、それにつづいて8月12日にも大量の砂石が降ったという報告が大宰府に到着し、大宰府はそれをまとめて太政官に送った。太政官は、この災異について神祇官、陰陽寮にト占させ、最終的に太政官は大宰府に対して、両国々司が国内の諸神に奉幣するように命ずることを下知している。日付に関する3つの類型でいえばC型になる。この記事から、仁和元年に、開聞岳は7月と8月の2回噴火していることになる。

3 開聞神の神位について

従来、火山を神体とする神の位が上昇した場合、これを火山活動と直結させて理解するケースが多かった。開聞神の場合についても、貞観2(860)年・貞観8(866)年・元慶6(882)年にそれぞれ昇叙されていることから、それぞれの年に開聞岳の火山活動が活発化したとする考えもある。『日本三代実録』に見える薩摩国の神名、昇叙年月日、神位をまとめた次表を見ながら、このような考え方が妥当であるか否かについて見ていく。

	開聞神	志奈毛神	白羽火雷神	智賀尾神	賀紫久利神	鹿兒島神	伊介色神	紫美神	多夫施神
860. 3. 20	従5上 ↓ 従4下	従5下 ↓ 従5上	従5下 ↓ 従5上	従5下 ↓ 従5上	従5下 ↓ 従5上	従5下 ↓ 従5上	正6上 ↓ 従5下		
865. 5. 25	↓				正5下 ↓ 正5上		正6上 ↓ 従5下		
866. 4. 7	↓				正5上				
873. 4. 5	↓								正6上 ↓ 従5下
882. 10. 9	正4下								

a 貞観2(860)年3月20日の昇叙

開聞神は薩摩国内の他の6神とともに昇叙された。薩摩国の7神が同時に昇叙された例は正史にはこの記事以外見出せないが、一国内の複数の神を昇叙する例は当時珍しいものではなかった。

天安2(858)年～貞観2(860)年の大宰府管内に限って見ても、天安2(858)年10月22日に日向国の5神、貞観元(859)年正月27日には筑前国の9神、筑後国の2神、肥前国の1神、肥後国、2神、壱岐嶋の4神、対馬嶋の3神、同年7月30日には筑前国の3

神、貞観2(860)年2月8日には肥前国の8神、3月20日には薩摩国の7神、10月3日には豊前国1神などの昇叙がある。

こうした昇叙は、天安2年8月末の清和天皇の即位と関係があると考えられる。従って、この貞観2年の薩摩国の諸神の昇叙に関して、開聞神以外の6神が1階の昇叙であるのに対して開聞神が3階の昇叙である点は注目されるが、この年の開聞神の神位上昇を、直ちに開聞岳の火山活動に結びつけることはできない。

b貞観8(866)年4月7日の昇叙

貞観8年4月7日の昇叙では、開聞神・賀紫久利神・紫美神が各々1階昇叙されている。賀紫久利神は、前年の貞観(865)年5月25日にも単独で1階昇叙されており、それから1年足らずのうちに再び1階昇叙されているので、この昇叙で注目されるのは、開聞神よりもむしろ賀紫久利神の方と言えよう。先の貞観2年の昇叙後の時点から見ると、開聞神は1階、賀紫久利神は2階の上昇であるから、この時期賀紫久利神が重視されていることがわかる。よって、この貞観8年の開聞神への昇叙が、直ちに火山活動の活発化を示すとは言えない。

c元慶6(882)年10月9日の昇叙

元慶6年10月9日には、薩摩国開聞神以外にも、近江国の7神、越中国の1神、筑前国の1神、美濃国の1神、丹波国の2神が昇叙されている。そのいずれについても昇叙の直接的契機は明らかでないが、開聞神については、先にあげた諸神が同時に昇叙されていることからみて、その直前に活発な火山活動があってその活動が昇叙の直接的契機となったと考えることはできないと思う。

以上、貞観2(860)年、貞観8(866)年、元慶6(882)年の3回の開聞神への昇叙を検討した結果、いずれの場合も開聞岳の火山活動の活発化が開聞神の昇叙の直接的契機とは言い難いことが明らかになった。

4 開聞神と火山活動

開聞岳の火山活動の活発化が開聞神の昇叙の直接的契機とは言い難いことを述べたが、開聞神への昇叙が火山活動と全く無関係に行われたとすることもできない。開聞岳は、現在でも屋久島とならんで大隅海峡から南島にかけての海上航行の目印となっている。九州最高峰の宮之浦岳を擁する屋久島の益救神は、『新抄格勅符抄』神封部に南九州では益救神がただ1つしかあげられていないことから、9世紀前期までの段階で南九州に於ける卓越した存在であったことが明らかであるが、遣唐使入唐航路の変更や南島政策の変更およびそれらと連動した多嶺嶋の廃止と大隅国への編入などにより、その地位は下降していき、11世紀半ばには大隅国内でも上位とは言えない神位しかもたない状況となっている*4。こうしたことから、益救神は主に南島政策や入唐航路との関係で重視された神と言えるのだが、開聞神が益救神と同じような性格しかもたないものであったならば、開聞神もまた益救神と同じような経緯をたどることになっていたであろう。ところが、開聞神の場合は、益救神とは対照的にすでに見たように9世紀半ば頃から神位を上昇さ

せ薩摩国一宮となっていく。とすれば、開聞神と益救神とが異なった経緯をたどることになった原因は、どのような点に求めることができるだろうか。

さて、開聞神は、平安時代において、全国的に見てどのように評価できるか、出羽国の大物忌神との対比によって考えてみたい。大物忌神は、火山である鳥海山を神体とする地主神であり、承和7(838)年に正五位下から従四位下になり、貞観16(873)年の従三位以降順次昇叙されて天慶2(939)年には正二位になっているが、菅田慶信氏は、大物忌神が「崇」を成す性格を持つ一方で、国家そのものの軍神(守護神)となっていることを指摘し、このような性格をもつにいたった客観的要因を、山体の秀麗さの持つ神秘性ととも鳥海山が古代国家の北の辺境にに位置していたことに求め、後者をより本質的な要因とした*5。

開聞神は、火山である開聞岳を神体とする地主神であり、史料Cに見えるように「崇」を成す性格を持っていた。先述のように、正史には神位を授けられた9神を確認できるが、最終的に『延喜式』神名帳にのせられたのは、神位上位の開聞神と賀紫久利神の2神だけであった。また、寛平8(896)年には開聞山頂に慶雲が現れ、公卿はそれを賀する表を宇多天皇に上り、宇多天皇はその表に答える勅を菅原道真に作らせていることから、開聞神がそれなりの重要性をもって認識されていたことがわかる。即ち、「崇」を成したり、祥瑞を示す性格は、開聞岳が秀麗な火山であるという点によるところが大きい。ただし、大物忌神と比較してみると、神位といい政府の尊崇度といい、開聞神は大物忌神に劣っているのは、開聞神の鎮座する位置が、9世紀に入ってすでに辺境性を喪失していたことに求められると考える。*6

大物忌神社は、荘園公領制が展開していく中で、国家の守護神から勸農神に性格を変化させていくが、出羽国府に近く、古代駅路上に位置し、また飽海郡の地方都市圏の一翼を担うことから、中世には一宮として重視された。

一方、開聞神社も薩摩国一宮とされたが、宇佐八幡に連なる新田神社の台頭とともに、その地位は不安定化し、一宮を巡る争いを続け、鎌倉時代の末には、その地位を失うことになった。開聞神社の地位低下の原因は、薩摩国内の広範な在地領主の尊崇を集めることができなかったということであるが、その理由として、大物忌神社と比較するとき、薩摩国府からもっとも遠い薩摩半島の南端に位置し、駅路・都市圏とも無縁な地域に所在したという立地の問題と、より本質的には、開聞神の神威の問題、即ち開聞神が仁和元年の噴火を最後に火山活動を休止し「崇」を成さなくなった点に求められるのではないかと考える。

おわりに

以上、最初に設定した3つの課題に関して、縷述してきた。今後の課題に関して、ごく簡単に触れておくと、すでに若干の指摘があるが、この開聞岳噴火記事の情報を発信した地点の特定に関する問題、考古学・地質学・火山学等の成果を取り入れてのさらなる事実確定に問題、開聞神の中世に至るま

での性格付けの問題、等々をあげることができよう。これらの問題に関しては、他日を期したい。

-
- *1 指宿市埋蔵文化財発掘調査報告書(10) 橋牟礼川遺跡 1992年3月 指宿市教育委員会
 - *2 村山馨 1938年、復刻本1975年、原書房
 - *3 南日本新聞社編 1981年
 - *4 拙稿「キカイガシマ・イオウガシマ考」笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集 下』1993年
 - *5 「大物忌神社研究序説」『山形県地域史研究』第8号 1983年 以下、大物忌神および大物忌神社に関する記述は、この論考による。
 - *6 拙稿「隼人と律令制」新版『古代の日本』第3巻九州・沖縄篇1991年

The explosions of Mt.Kaimon(開聞岳) in the Heian Era(平安時代),
according to some documented incidents.

Nagayama Shuich (La Salle High School Kagoshima)

In this paper I'm going to talk about the following points.

1. Some believe that Mt.Kaimon exploded in March and July Jogan(貞観) 16, because this can be seen in the documents 2 July and 29 July of that time.

The former report gives us a rough sketch of an explosion of Mt.Kaimon and the disaster caused by that explosion and the countermeasures taken by the central government, but it gives no date of the explosion; the latter report gives a detailed account of the explosion on March 4 and the disaster that followed, but it doesn't name the exploding volcano.

It is my contention that these two documents support each other, and that they are actually reporting about the same explosion in March.

2. It is an uncontested fact that Mt.Kaimon exploded in July and August Ninna(仁和) 1.

3. The God Kaimon-Shin (開聞神) was elevated by the emperor to the position of Sho-Shi-I-Ge(正四位下), which is the highest rank possible for a god to attain in Satsuma. Some believe that this was connected with the volcanic activities of Mt.Kaimon. However, I don't believe this to be true. For three reasons: Firstly, an earlier elevation in Jogan(貞観) 2 was connected with the succession of Emperor Seiwa(清和天皇). Secondly, the main purpose of the elevation in Jogan(貞観) 8 was to give Kashikuri-Shin(賀紫久利神) the rank of Sho-Go-I-Jo(正五位上). And thirdly, many gods in some provinces were also elevated on the same day, 9 October Gangyo(元慶) 6.

4. It is my belief is that the main reason Kaimon-Shin was elevated to the highest rank among all the gods in Satsuma(薩摩国) is due to the fact that Mt.Kaimon was an active volcano in those days. This can be supported by the fact that the highest rank in Satsuma Kaimon-Shin attained was substituted for the rank of Nitta-Hachiman-Shin(新田八幡神) in the Kamakura Era(鎌倉時代), when Mt.Kaimon ceased to be an active volcano.